

医 開	療 設	型 支	短 援	期 事	入 業	所 の	事 ご	業 案	所 内
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

東京都



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

目次

医療的ケアが必要な障害児者に関する東京都の現状	1
事業の目的	2
事業の全体像	2
事業の内容	2
医療型短期入所事業所とは	3

参考資料

報酬体系	4
主な加算	4
主な人員基準	5
主な設備基準	5

医療的ケアが必要な障害児者に関する東京都の現状

障害福祉サービス（市町村が決定した障害児・障害者が受けられるサービス）として、利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所（ショートステイ）という事業があります。

近年、医療的ケアを必要とする障害児者が全国的に増加する中、地域生活を支える「医療型短期入所事業」のニーズが高まっています。（東京都では、在宅で生活する医療的ケア児は約 2,000 人と推計）

一方で、都における医療型短期入所事業所の指定機関は25事業所と偏在しており、都内全域で十分な数が確保できておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じています。

在宅で生活する医療的ケア児者が安心して地域で生活を継続できるよう、受入れ機関の整備が喫緊の課題となっています。都においても、医療機関や介護老人保健施設において、医療的ケア児者等の受入れ可能な事業所の整備を促進していきます。

[都内の医療型短期入所事業所]



令和8年4月1日現在

No	病床 確保	当事業 指定	事業所名	No	病床 確保	当事業 指定	事業所名	No	病床 確保	当事業 指定	事業所名
1	○	R6	台東区立台東病院	11	○		練馬光が丘病院	21	○		秋津療育園
2	○		都立東部療育センター	12	○	R7	仏刹ハビ リテ-ジョンセンタ-東京葛飾病院	22	○		都立多摩北部医療センター
3	○		都立荏原病院	13	○	R6	介護老人保健施設やすらぎ	23	○		都立東大和療育センター
4	○		大田区障がい者総合サポートセンター	14	○		永生病院	24	○		東京小児療育病院
5	○		国立成育医療研究センターもみじの家	15	○	R6	さんあい介護医療院	25	○		島田療育センター
6	○		特定短期入所まんなる	16	○		都立小児総合医療センター				
7	○	R7	城西病院	17	○		都立府中療育センター				
8	○		都立大塚病院	18	○		まちだ丘の上病院				
9	○		都立北療育医療センター	19	○		緑成会整育園				
10	○		心身障害児総合医療療育センター	20	○		国立精神・神経医療研究センター				

●...病院 ▲...診療所 ■...老健・介護医療院

事業の目的

医療的ケアを必要とする在宅の障害児等が増加するなか、身近な地域で安心した生活を支える短期入所事業所の開設が求められていることから、医療機関や介護老人保健施設等による医療型短期入所事業所の開設支援を行います。

事業の全体像（令和9年3月末までの事業）

1. 短期入所 法人開拓提案及びフォローアップ
2. 短期入所 開設講習
3. 短期入所 他施設視察支援
4. 短期入所 実施研修
5. 電話相談窓口の設置・対応

事業の内容

1. 短期入所 法人開拓提案及びフォローアップ

【実施時期】 令和8年4月から令和9年3月末まで

都内の病院、診療所、介護老人保健施設および介護医療院（以下「事業者等」という。）や市区町村等に対し、医療型短期入所事業所（以下「事業所」という。）の周知を図るため、訪問による説明等を行います。

また、指定を検討する、又は開設し指定を受けた施設・法人等に対して質疑応答などのフォローアップを行います。

2. 短期入所 開設講習

【実施時期】 令和8年度中

医療型短期入所の新規開設について、一定の関心を持った施設・法人・関係機関等の幹部の方等を主な対象とした短期入所開設講習を開催します。

3. 短期入所 他施設視察支援

【実施時期】 令和8年度中

医療型短期入所事業所の指定を検討する、又は関心のある施設を対象に、都内又は都外の医療型短期入所事業所に対して視察を行います。

4. 短期入所 実施研修

【実施時期】 令和8年度中

医療型短期入所事業所の指定を検討する、又は開設し指定を受けた施設・法人等の職員の方を対象とした研修を行います。

5. 電話相談窓口の設置・対応

【実施時期】 令和8年度中

開設を検討している又は指定を受けた事業所等に対して、受入にあたっての支援上の相談、事業運営や報酬請求等、医療及び障害福祉サービスに関する専門的な相談を受ける電話やメールによる相談窓口を設置し、個別相談に対応します。

医療型短期入所事業所とは

サービス内容

病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設において、次のサービスを提供することとされています。

1. 入浴、排せつ、食事、着替え、移動などの介助
2. 見守りや、その他必要な支援

事業所形態

1. 併設型：病院等に併設された短期入所事業所
2. 空床利用型：病院等の利用されていない居室を利用して行う
3. 単独型：病院等以外に設けられた短期入所専用の事業所

※併設型はあらかじめ居室が固定されているが、空床利用型の居室は日や時期により変動し得る。
空床利用型の設備基準や人員基準などは既存事業所の要件を満たしていればよく、比較的開設しやすいことから、空床利用型で開設を検討するケースが多い。

対象者（医療型）

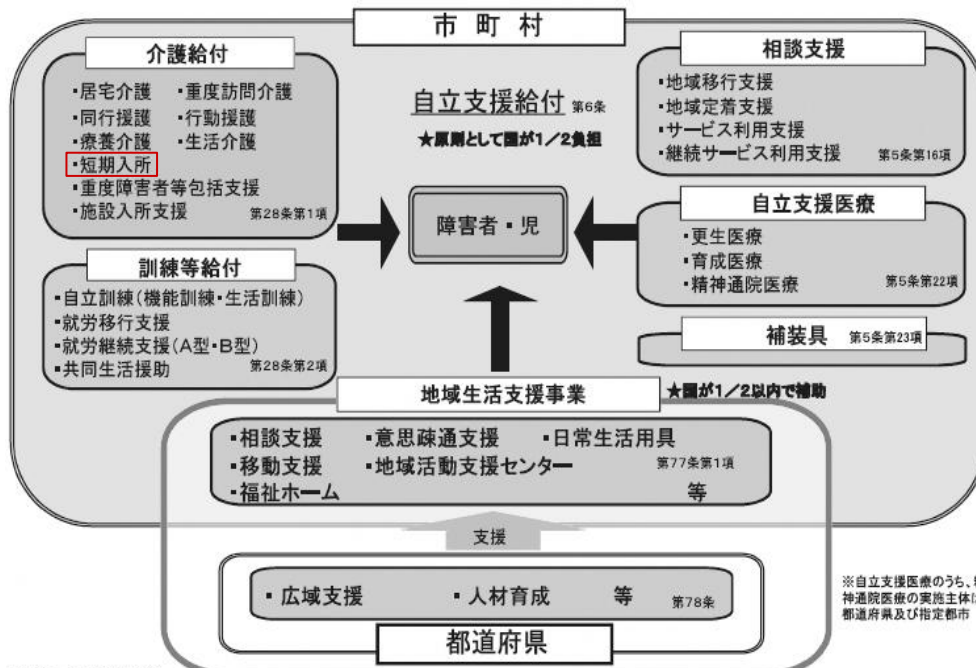
次のいずれかに該当する方が利用できます。

1. 区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
2. 区分5以上で、進行性筋委縮症の者か重症心身障害者
3. 重症心身障害児 等

■ 対象者の状態像（イメージ）

医療的ケア児者： 喀痰吸引や経管栄養等が必要な状態
重症心身障害児者： 重度の知的障害及び重度の身体障害を有する状態
身体機能は、寝たきり又は座位保持までの程度

[障害福祉サービスの体系]



報酬体系（令和6年4月1日現在）

区分	対象	実施施設	報酬単価 (単位／日)	備考
医療型短期入所 サービス費Ⅰ	療養介護対象者、 重症心身障害児	医療機関 (看護体制7:1)	3,117	
医療型短期入所 サービス費Ⅱ	療養介護対象者、 重症心身障害児	上記以外の病院、 有床診療所、老健 又は介護医療院	2,864	
医療型短期入所 サービス費Ⅲ	遷延性 意識障害者等	病院、有床診療 所、老健又は 介護医療院	1,826	
医療型 特定短期入所 サービス費Ⅰ	療養介護対象者、 重症心身障害児	医療機関 (看護体制7:1)	2,938	宿泊を伴わない 利用の場合
医療型 特定短期入所 サービス費Ⅱ	療養介護対象者、 重症心身障害児	上記以外の病院、 診療所、老健又は 介護医療院	2,735	宿泊を伴わない 利用の場合
医療型 特定短期入所 サービス費Ⅲ	遷延性 意識障害者等	病院、診療所、 老健又は 介護医療院	1,723	宿泊を伴わない 利用の場合
医療型 特定短期入所 サービス費Ⅳ	療養介護対象者、 重症心身障害児	医療機関 (看護体制7:1)	2,150	日中活動系 サービスを併せ て利用する場合
医療型 特定短期入所 サービス費Ⅴ	療養介護対象者、 重症心身障害児	上記以外の病院、 有床診療所、老健 又は介護医療院	2,020	日中活動系 サービスを併せ て利用する場合
医療型 特定短期入所 サービス費Ⅵ	遷延性 意識障害者等	病院、有床診療 所、老健又は 介護医療院	1,328	日中活動系 サービスを併せ て利用する場合

主な加算

- ◆ 短期利用加算 30単位／日
- ◆ 日中活動支援加算 200単位／日
- ◆ 食事提供体制加算 48単位／日
- ◆ 特別重度支援加算 (Ⅰ) 120単位／日
(Ⅱ) 297単位／日
(Ⅲ) 610単位／日
- ◆ 送迎加算 186単位／片道

【令和6年4月～】

- ◆ 医療型短期入所受入前支援加算
(Ⅰ) 1,000単位／日
(Ⅱ) 500単位／日

参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬

主な人員基準

- ◆ 併設型・空床利用型
本体施設の配置基準に準じる
- ◆ 単独型
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

主な施設基準

居室

- ◆ 併設型・空床利用型
その全部又は一部が併設事業所・本体施設の利用者に利用されていない居室を用いること
- ◆ 単独型
 - ・ 1の居室の定員：4人以下
 - ・ 地階に設けてはならないこと
 - ・ 利用者1人当たりの床面積：収納設備を除き8㎡以上
 - ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること
 - ・ ブザー又はこれに代わる設備を備えること

設備

- ◆ 併設型
本体施設との効率的運営が可能であり、かつ、本体施設の利用者の支援に支障がないときは、本体施設の設備（居室を除く）との併用ができる
- ◆ 空床利用型
本体施設として必要とされる設備を有することで足りる
- ◆ 単独型
食堂、浴室、洗面所、便所を備えること

相談窓口 《業務委託先会社》

株式会社 医療経営研究所（担当：関田、鈴木、長岡、千葉）

受付時間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【お問い合わせフォーム】

<https://forms.gle/6bEtwFgt8otfCEXf8>



東京都



令和8年度 医療型短期入所事業所開設支援事業
「医療型短期入所事業所 開設支援事業のご案内」

- 事業受託会社 -

株式会社 医療経営研究所

東京都世田谷区弦巻1丁目1番12号

TEL : 03-5787-8635